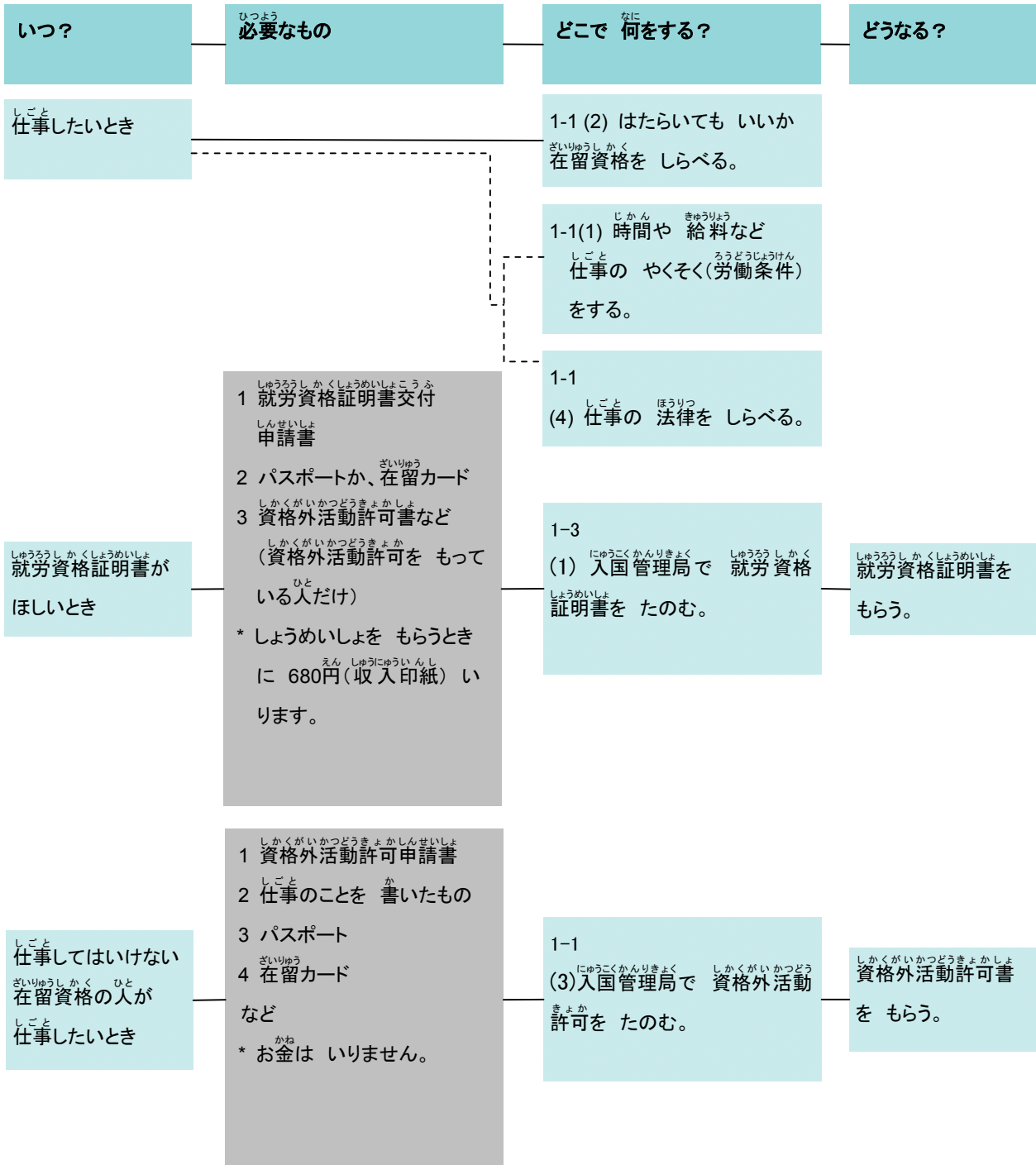
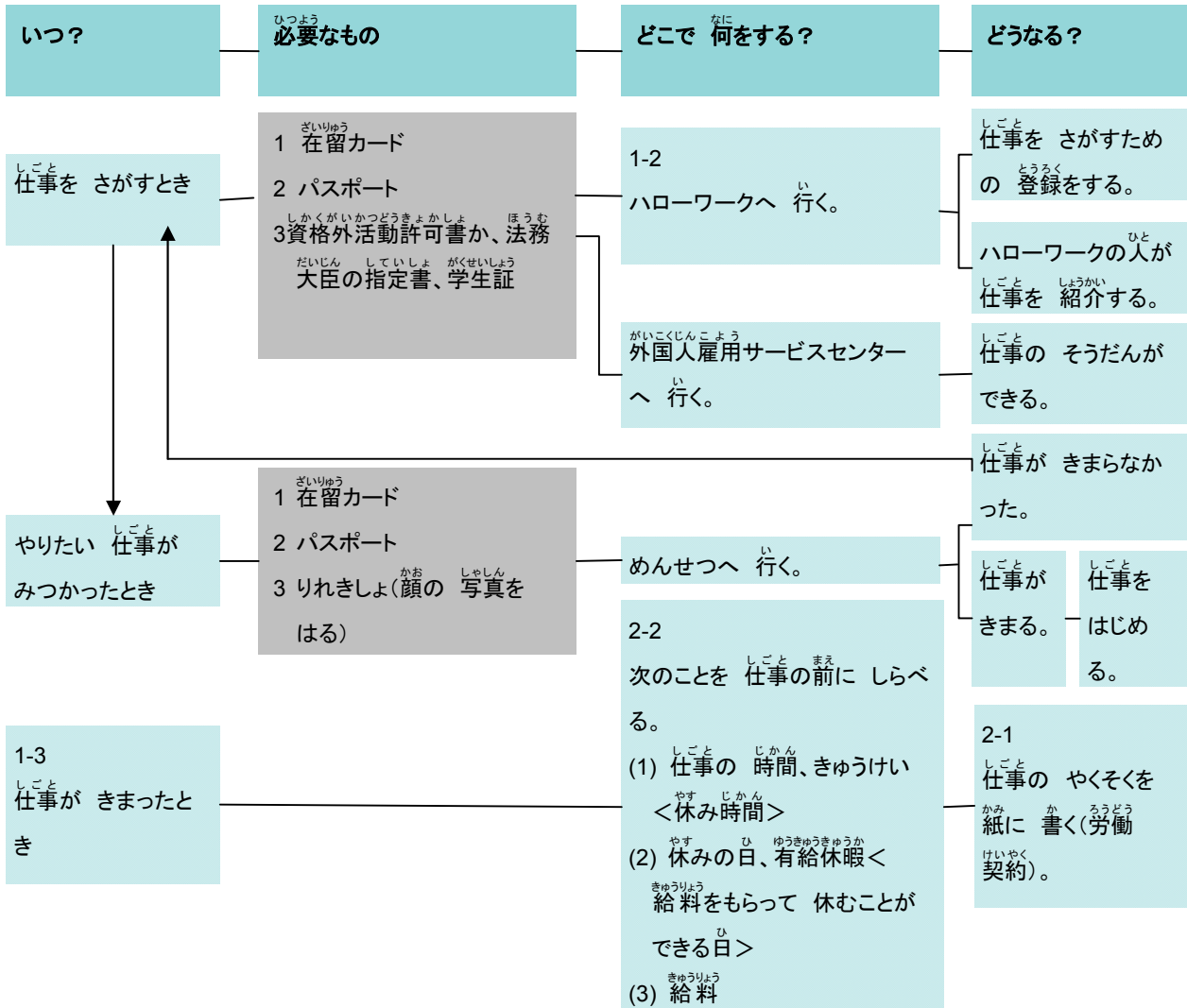




しごと
仕事のために すること

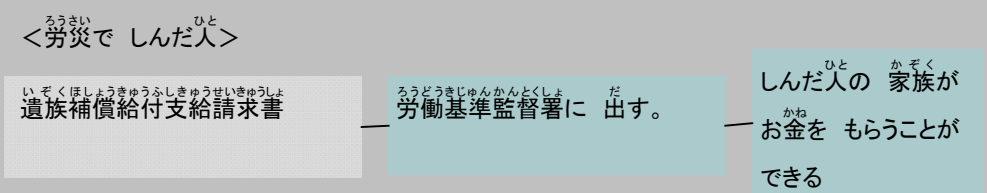
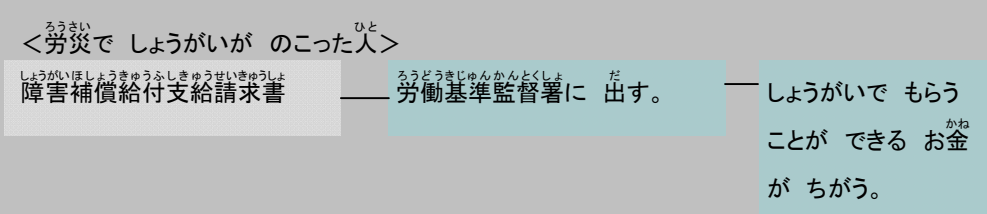
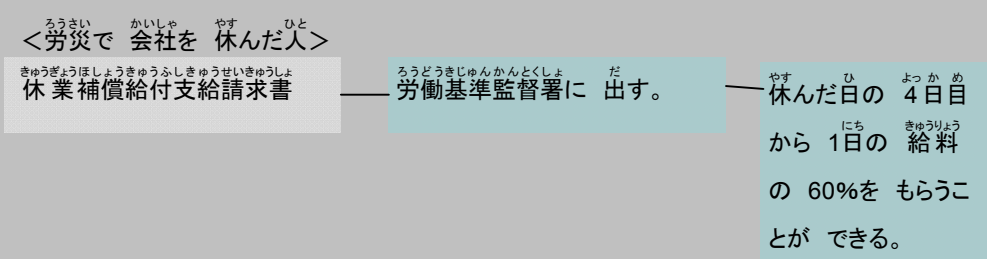
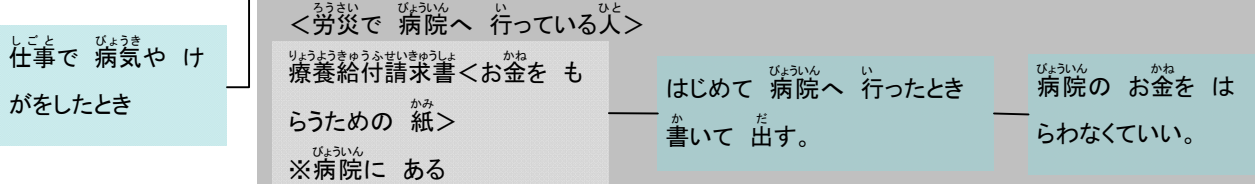
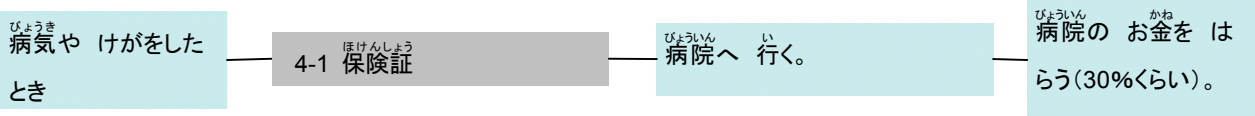
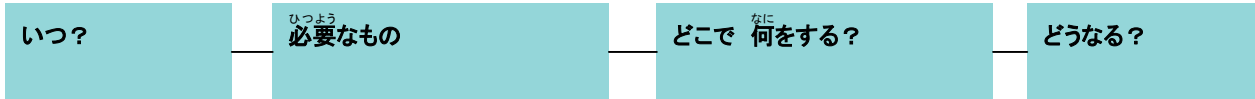


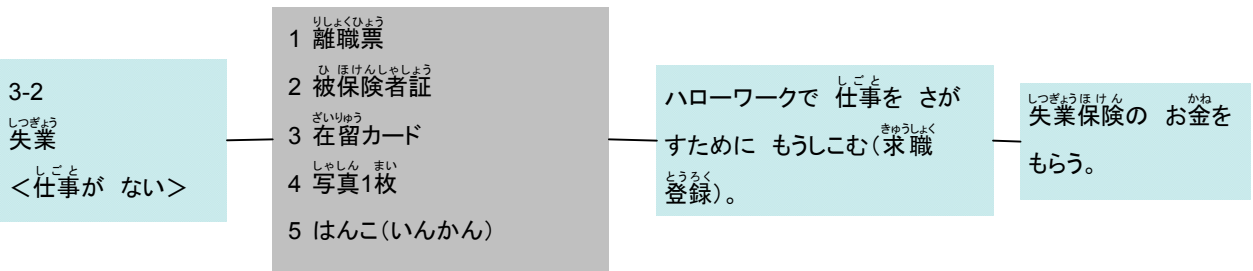
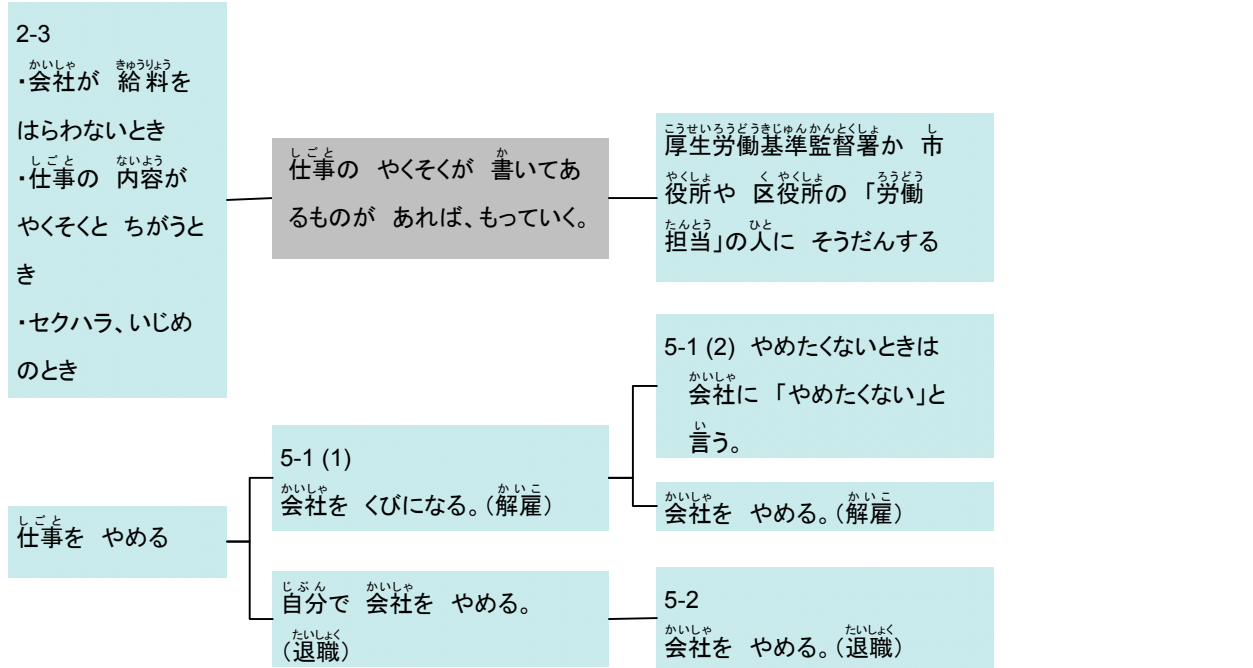
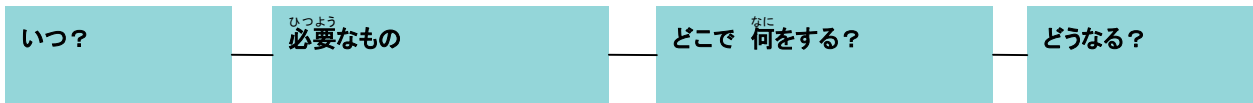


会社が はたらく人のために しなければいけないこと

- 3-1 労働者災害補償保険(労災) ———— 仕事で 病気や けがをしたとき 必要です。
 - 3-2 雇用保険 ———— 仕事を やめたときに 必要です。
 - 4-1 健康保険 ———— 病院へ 行くときに 必要です。
 - 4-2 年金保険 ———— 年をとったとき 生活の お金を もらうために 必要です。
- ▶ 自分の 国に 帰るとき ———— お金が 返ってくる。









しごと 1 仕事を さがす

にほん しごと ざいりゅうしかく ざいりゅうしかく しごと しごと
日本で 仕事が できる 在留資格は きまっています。あなたの 在留資格は、仕事が できますか？ 仕事
を さがす まえ
を さがす 前に しらべて ください。

しごと 1-1 仕事を さがす

(1) 仕事の やくそく

しごと かいしゃ けいやくしょ けいやくしょ しごと じかん きゅうりょう
ふつう 仕事を するとき、あなたと 会社は 「契約書」を つくります。契約書は 仕事の 時間や 給料 な
しごと ろうどうじょうけん か にほん けいやくしょ か おお
ど 仕事の やくそく(労働条件)を 書いたものです。でも 日本では 「契約書」を 書かないことが 多いで
しごと まえ かいしゃ しごと じかん きゅうりょう ろうどうじょうけん はな
す。ですから 仕事を はじめる前に 会社と 仕事の 時間や 給料など 労働条件を よく 話して くだ
さい。

けいやくしょ かいしゃ ろうどうじょうけん か
契約書が ないとき、会社に 「労働条件を 書いて ください」と たのんで ください。

こうせいろうどうしょう えいご ご ちゅうごくご かんこくご ご ご
厚生労働省には 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語
しごと か ろうどうじょうけんつうちしょ にほんご つか
で 仕事の やくそくを 書いたもの(労働条件通知書)が あります。もし 日本語が わからなければ 使って
ください。



みほん
見本

| Notice of Employment 労働条件通知書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------------|------------------------|-----------------------|------------|------------|--------------|------------------------|------------------------|-----------------------|------------|------------|--------------|------------------------|------------------------|-----------------------|------------|------------|--------------|
| To: _____ 殿 | Date: _____ 年月日 Company's name _____ 事業場名称 (ローマ字で記入) Company's address _____ 所在地 (ローマ字で記入) Telephone number _____ 電話番号 Employer's name _____ 使用者職氏名 (ローマ字で記入) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I. Term of employment 契約期間 Non-fixed, _____ Fixed (From _____ to _____) 期間の定めなし 期間の定めあり(※) (年月日 ~ 年月日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| II. Place of employment 就業の場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| III. Contents of duties 従事すべき業務の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| IV. Working hours, etc. 労働時間等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. Opening and closing time: 始業・終業の時刻等 (1) Opening time (_____) Closing time (_____) 始業 (時 分) 終業 (時 分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [If the following systems apply to workers] 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) Irregular labor system, etc.: Depending on the following combination of duty hours as an irregular (_____) unit work or shift system. 変形労働時間制等; (_____) 単位の変形労働時間制・交代制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">Opening time (_____)</td> <td style="padding-left: 10px;">Closing time (_____)</td> <td style="padding-left: 10px;">(Day applied: _____)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">始業 (時 分)</td> <td style="padding-left: 10px;">終業 (時 分)</td> <td style="padding-left: 10px;">(適用日 _____)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">Opening time (_____)</td> <td style="padding-left: 10px;">Closing time (_____)</td> <td style="padding-left: 10px;">(Day applied: _____)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">始業 (時 分)</td> <td style="padding-left: 10px;">終業 (時 分)</td> <td style="padding-left: 10px;">(適用日 _____)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">Opening time (_____)</td> <td style="padding-left: 10px;">Closing time (_____)</td> <td style="padding-left: 10px;">(Day applied: _____)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">始業 (時 分)</td> <td style="padding-left: 10px;">終業 (時 分)</td> <td style="padding-left: 10px;">(適用日 _____)</td> </tr> </table> | | Opening time (_____) | Closing time (_____) | (Day applied: _____) | 始業 (時 分) | 終業 (時 分) | (適用日 _____) | Opening time (_____) | Closing time (_____) | (Day applied: _____) | 始業 (時 分) | 終業 (時 分) | (適用日 _____) | Opening time (_____) | Closing time (_____) | (Day applied: _____) | 始業 (時 分) | 終業 (時 分) | (適用日 _____) |
| Opening time (_____) | Closing time (_____) | (Day applied: _____) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 始業 (時 分) | 終業 (時 分) | (適用日 _____) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Opening time (_____) | Closing time (_____) | (Day applied: _____) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 始業 (時 分) | 終業 (時 分) | (適用日 _____) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Opening time (_____) | Closing time (_____) | (Day applied: _____) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 始業 (時 分) | 終業 (時 分) | (適用日 _____) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) Flex time system: Workers determine opening and closing time. フレキシブルタイム制; 始業及び終業の時刻は労働者の決定に変わる。 [However, flex time: (opening) from _____ to _____ ; (ただし、フレキシブルタイム (始業) 時 分から 時 分、 (closing) from _____ to _____] (終業) 時 分から 時 分、 Core time: from (opening) _____ to (closing) _____] コアタイム 時 分から 時 分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) System of deemed working hours outside workplace: Opening (_____) Closing (_____) 事業場外みなし労働時間制: 始業 (時 分) 終業 (時 分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) Discretionary labor system: As determined by workers based on opening (_____) closing (_____) 裁量労働制: 始業 (時 分) 終業 (時 分) を基本とし、労働者の決定に変わる。 ○ Details are stipulated in Article (_____), Article (_____), Article (_____) of the Rules of Employment 詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条、第 条~第 条 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. Rest period (_____) minutes 休憩時間 (_____) 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. Presence of overtime work (Yes: No:) 所定時間外労働の有無 (有 , 無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



みほん
見本

V. Days off
休日
・ Regular days off: Every () , national holidays, others ()
定例日：毎週 曜日、国民の祝日、その他 ()
・ Additional days off: () days per week/month, others ()
非定例日：週・月当たり 日、その他 ()
・ In the case of irregular labor system for each year: () days
1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日
○ Details are stipulated in Article () , Article () , Article () of the Rules of Employment
詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

VI. Leave
休暇
1. Annual paid leave: Those working continuously for 6 months or more, () days
年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日
Those working continuously up to 6 months, (Yes: No:)
継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有 , 無)
→ After a lapse of () months, () days
か月経過で 日
2. Other leave: Paid ())
その他の休暇 有給 ())
Unpaid ())
無給 ())
○ Details are stipulated in Article () , Article () , Article () of the Rules of Employment
詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

VII. Wages
賃金
1. Basic pay (a) Monthly wage () yen (b) Daily wage () yen
基本賃金 月給 () 円 日給 () 円
(c) Hourly wage () yen
時間給 () 円、
(d) Payment by job (Basic pay:) yen; Security pay:) yen
出来高給 (基本単価 円、保障給 円)
(e) Others () yen
その他 () 円
(f) Wage ranking stipulated in the Rules of Employment
就業規則に規定されている賃金等級等

2. Amount and calculation method for various allowances
諸手当の額及び計算方法
(a) () allowance:) yen; Calculation method:)
() 手当) 円/ 計算方法:)
(b) () allowance:) yen; Calculation method:)
() 手当) 円/ 計算方法:)
(c) () allowance:) yen; Calculation method:)
() 手当) 円/ 計算方法:)
(d) () allowance:) yen; Calculation method:)
() 手当) 円/ 計算方法:)

3. Additional pay rate for overtime, holiday work or night work
所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率
(a) Overtime work: Legal overtime () % Fixed overtime () %
所定時間外 法定超 () %、 法定超 () %、
(b) Holiday work: Legal holiday work () % Non-legal holiday work () %
休日 法定休日 () %、 法定外休日 () %、
(c) Night work () %
深夜 () %

4. Closing day of pay roll: () of every month; () of every month
賃金締切日 () 一毎月 日、() 一毎月 日



みほん
見本

| | |
|---|---|
| <p>5. Pay day: () of every month; () of every month 賃金支払日 () 一毎月 日、() 一毎月 日</p> <p>6. Method of wage payment () 賃金の支払方法 ()</p> | |
| <p>7. Deduction from wages in accordance with labor-management agreement: [No: () Yes: ()] 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無, 有 ())</p> <p>8. Wage raise: (Time, etc.) 昇給 (時期等)</p> <p>9. Bonus: [Yes: (Time and amount, etc.) No: ()] 賞与 (有 (時期、金額等) , 無)</p> <p>10. Retirement allowance: [Yes: (Time and amount, etc.) No: ()] 退職金 (有 (時期、金額等) , 無)</p> | |
| <p>VIII. Items concerning retirement 退職に関する事項</p> <p>1. Retirement age system [Yes: () old; No: ()] 定年制 (有 (歳) , 無)</p> <p>2. Continued employment scheme [Yes: (Up to years of age); No: ()] 継続雇用制度 (有 (歳まで) , 無)</p> <p>3. Procedure for retirement for personal reasons [Notification should be made no less than () days before the retirement.] 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること)</p> <p>4. Reasons and procedure for the dismissal: 解雇の事由及び手続</p> <p>[]</p> <p>○ Details are stipulated in Article (), Article (), Article () of the Rules of Employment 詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p> | |
| <p>IX. Others その他</p> <p>・ Joining social insurance [Employees' pension insurance; Health insurance; Employees' pension fund; other: ()] 社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ())</p> <p>・ Application of employment insurance: (Yes: No:) 雇用保険の適用 (有 , 無)</p> <p>・ Others その他</p> <p>[]</p> | |
| <p>※ To be entered in case where, with regard to "Period of contract," you answered: "There is a provision for a certain period." 「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入</p> | |
| <p>Renewal 更新の有無</p> | <p>1. Renewal of contract 契約の更新の有無</p> <p>[The contract shall be automatically renewed. ・ The contract may be renewed. 自動的に更新する 更新する場合があります]</p> <p>The contract is not renewable. ・ Others ()] 契約の更新はしない その他 ()</p> <p>2. Renewal of the contract shall be determined by the following factors: 契約の更新は次により判断する</p> <p>[Volume of work to be done at the time the term of contract expires 契約期間満了時の業務量</p> <p>・ Employee's work record and work attitude 能力 勤務成績、態度</p> <p>・ Business performance of the Company 会社の経営状況 ・ State of progress of the work done by the employee 従事している業務の進捗状況 ・ Others () その他 ()]</p> |
| <p>Employee (signature) _____ 受け取り人 (署名)</p> | |

こうせいらうどうしやう がいこくじんらうどうしやむけ ろうどうじょうけんつうちしよ
厚生労働省「外国人労働者向けモデル労働条件通知書」より





しごと 1 仕事を さがす

(2) 仕事と 在留資格

日本に 仕事をした 人は 自分の 在留資格で 仕事ができるかどうか たしかめて ください。(B在留資格 1 を みて ください)。仕事を しては いけない 在留資格のとき、仕事を するために 入国管理局で 「資格外活動許可」(B在留資格2-6 を みて ください)を もらって ください。仕事ができる 在留資格か 資格外活動許可が ないとき 不法就労になります。(B在留資格2-6 を みて ください)。

ざいりゅうし かくいちらんひょう ● 在留資格一覧表

(1) 仕事を することが できる 在留資格(18種類)

| ざいりゅうし かく 在留資格 | たと 例 えば こん な 仕事(活動)を している 人 です。 | ざいりゅうし かん 在留期間 | しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき × |
|-------------------|---|---|---|
| がいこう 外交 | がいこく たいし こうし そうりょうじ だいひょうだん ひと 外国の 大使、公使、総領事、代表団の 人。 ひと かぞく その人の 家族 | がいこうかつどう しごと 「外交活動」の仕事 あいだ をしている 間。 | ○ |
| こうよう 公用 | がいこく たいし かん りょうじ かん しょくいん こくさいきかんとう 外国の 大使館・領事館の 職員、国際機関等 ひと ひと かぞく (WHO、UNESCO など)の 人。その人の 家族 | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月、 にち にち 30日、15日 | ○ |
| きょうじゅ 教授 | だいがく きょうじゅ せんせい 大学の 教授<先生> | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |
| げいじゆつ 芸術 | が か え か ひと さつきよくか おんがく つく 画家<絵を 描く人>、作曲家<音楽を 作る ひと さっか ほん か ひと 人>、作家<本を 書く人> | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |
| しゅうきょう 宗教 | しゅうきょう にほん しょうかい き ひと 宗教を 日本に 紹介するために 来た人 | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |



| ざいりゅうしかく 在留資格 | たと しごと かつどう ひと 例えば こんな 仕事(活動)をしている人です。 | ざいりゅうきかん 在留期間 | しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき × |
|---|---|---|---|
| ほうどう 報道 | がいこく しんぶんしゃ きよく きしゃ 外国の 新聞社や テレビ局の 記者、カメラマン | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |
| こうど 高度 せんもん 専門 しよく 職 | せんもん しごと ひと にほん くに 専門の 仕事をする人で 日本の 国から ポイ ントを もらうことが できる人 ごう ごう 1号と 2号が あります。 | ごう ひと ねん 1号の人: 5年 ごう ひと す 2号の人: ずっと 住 んでもいい | ○ |
| けいえい 経営・ かんり 管理 | にほん がいこく かいしゃ けいえい ひと 日本で 外国の 会社の 経営をする人 しゃちょう かんり ひと (社長)や 管理する人 | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |
| ほうりつ 法律・ かいけい 会計 ぎようむ 業務 | べんごし こうにんかいけいし 弁護士、公認会計士 | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |
| いりよう 医療 | いしゃ はいしゃ かんごし 医者、歯医者、看護師 | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |
| けんきゆう 研究 | せいふ つく けんきゆうじよ かいしゃ けんきゆう 政府が 作った 研究所や 会社で 研究す る人 | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |
| きょういく 教育 | しょうがっこう ちゅうがっこう こうこう がいこくご おし 小学校・中学校・高校で 外国語を 教える せんせい 先生 | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |
| ぎじゆつ じん 技術・人 ぶんち 文知 しき こく 識・国 さいぎよう 際業 む 務 | き かいこうがく ぎじゆつしゃ つうやく 機械工学などの 技術者、通訳、デザイナー、 がいこくご おし がっこう せんせい 外国語を 教える 学校の 先生 | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |
| | | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |



| ざいりゅうしかく 在留資格 | たと 例えば こんな 仕事(活動)をしている人です。 | ざいりゅうきかん 在留期間 | しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき × |
|-----------------------------|--|---|---|
| きぎょうない 企業内 てんきん 転勤 | がいこく かいしゃ にほん おな かいしゃ 外国の会社から日本にある同じ会社へ き ひと 来た人 | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |
| かいご 介護 | かいごふくし 介護福祉士 | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |
| こうぎょう 興行 | はいゆう かしゆ せんしゆ 俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手 | ねん ねん 3年、1年、 げつ げつ 6か月、3か月、 にち 15日 | ○ |
| ぎのう 技能 | がいこくりょうり 外国料理のレストランの コック、スポーツを おし ひと つく ひと 教える人、パイロット、アクセサリーを作る人など | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月 | ○ |
| ぎのう 技能 じっしゅう 実習 | にほん しごと ぎじゆつ べんきょう 日本で 仕事をしながら 技術を 勉強します。 べんきょう ぎじゆつ じぶん くに も かえ 勉強してから 技術を 自分の 国に 持って帰 ります。この仕事は、日本の国と その人の国が しょうかい 紹介します。 ごう ごう ごう 1号、2号、3号が あります。 | ごう ひと ねん 1号の人：1年より みじか きかん ほうむ 短い 期間で 法務 だいじん き 大臣が 決めます。 ごう ごう ひと 2号と 3号の人：2 ねん みじか きかん 年より 短い 期間 ほうむだいじん き で 法務大臣が 決 めます。 | ○ |

(2) しごと
仕事をしてはいけない ざいりゅうしかく、しゆるい
在留資格(5種類)

| ざいりゅうしかく 在留資格 | たと 例えば こんな 仕事(活動)をし ている人です。 | ざいりゅうきかん 在留期間 | しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないと き × |
|------------------|-----------------------------------|------------------|---|
| ざいりゅうしかく 在留資格 | たと 例えば こんな 仕事(活動)をし ている人です。 | ざいりゅうきかん 在留期間 | しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないと き × |



| ざいりゅうし 在留資格 | たと しごと かつどう 例えば こんな 仕事(活動)を している人です。 | ざいりゅうきかん 在留期間 | しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないと き × |
|----------------|---|---|---|
| ぶんかかつ 文化活動 | にほんぶんか けんきゅう ひと かね 日本文化の研究をする人(お金を もらうことは できません) | ねん ねん 3年、1年、 げつ げつ 6か月、3か月 | × |
| たんきたい 短期滞在 | かんこう ひと 観光や スポーツをする人、 かぞく しん あ く ひと 家族や 親せきに 会うために 来る人、 かいぎ さんか く ひと 会議に 参加するために 来る人 | にち にち にち 90日、30日、15日 | × |
| りゅうがく 留学 | だいがく たんきだいがく せんもんがっこう こうこう 大学・短期大学・専門学校・高校・ ちゅうがっこう しょうがっこう がくせい 中学校・小学校などの 学生 | ねん げつ 4年3か月、 ねん ねん げつ ねん ねん 4年、3年3か月、3年、2年3か げつ ねん ねん げつ ねん 月、2年、1年3か月、1年、 げつ げつ 6か月、3か月 | × |
| けんしゅう 研修 | にほん かいしゃ ぎじゅつ べんきょう 日本の 会社などで、技術を 勉強 く ひと するために 来る人 | ねん 1年、 げつ げつ 6か月、3か月 | × |



| ざいりゅうし 在留資格 | たと しごと かつどう 例えば こんな 仕事(活動)をし ている人です。 | ざいりゅうきかん 在留期間 | しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないと き × |
|----------------|---|---|---|
| かぞくたい 家族滞在 | <p>にほん す がいこくじん おとつ つま こ 日本に住む 外国人の 夫、妻、子 ども</p> <p>※この「日本に住む 外国人」は 次 の 在留資格を 持っている人だけ です。</p> <p>きょうじゆ げいじゆつ しゆうきよう ほうどう 教授、芸術、宗教、報道、 こうどせんもんしよく けいえい かんり 高度専門職、経営・管理、 ほうりつ かいけいぎようむ いりよう 法律・会計業務、医療、 けんきゆう きょういく ぎじゆつ じんぶん 研究、教育、技術・人文 ちしき こくさいぎようむ きぎょうないてんきん 知識・国際業務、企業内転勤、 かいご こうぎよう ぎのう ぶんかかつどう 介護、興行、技能、文化活動、 りゅうがく 留学</p> | <p>ねん ねん げつ ねん 5年、4年3か月、4年、 ねん げつ ねん ねん げつ 3年3か月、3年、2年3か月、2 ねん ねん げつ ねん 年、1年3か月、1年、 げつ げつ 6か月、3か月</p> | × |

(3) 仕事が できるかどうか、あとで 決まる 在留資格(1種類)

| ざいりゅうし かく 在留資格 | たと しごと かつどう 例えば こんな 仕事(活動)をし ている人です。 | ざいりゅうきかん 在留期間 | しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき × |
|-------------------|---|--|---|
| とくていかつどう 特定活動 | <p>がいこうかん いえ かし ひと 外交官などの 家で 家事をする人。ワーキングホリ デーの人。</p> <p>がいこく かんごし ふくし しごと にほん 外国で 看護師や 福祉の 仕事をしていて 日本へ べんきよう き ひと べんきよう にほん かんごし 勉強に 来た人。(この勉強は 日本で 看護師や かいごふくしし しかく 介護福祉士の 資格を もらうためです)</p> | <p>ねん ねん 5年、4年、 ねん ねん ねん 3年、2年、1年、 げつ げつ 6か月、3か月</p> | ○ |



(4)結婚で日本にきた人などの在留資格(4種類)

| ざいりゅうしかく 在留資格 | たとひ 例えばこんな人です。 | ざいりゅうきかん 在留期間 | しごと どの仕事でもできる◎ |
|-------------------------------------|--|------------------------------------|-------------------|
| えいじゅうしゃ 永住者 | にほん えいじゅう い ひと 日本に永住してもいいと言われた人 | す ずっと住んでもいい | ◎ |
| にほんじん 日本人の はいぐうしゃとう 配偶者等 | にほんじん けっこん ひと ひと こ 日本人と結婚している人、その人の子ども | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 6か月 | ◎ |
| えいじゅうしゃ 永住者の はいぐうしゃとう 配偶者等 | えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ けっこん ひと 永住者や特別永住者と結婚している人、 えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ こ にほん う 永住者や特別永住者の子ども(日本で生ま れてずっと日本で生活している子どもだけで す。) | ねん ねん ねん 5年、3年、1年 げつ 6か月 | ◎ |
| ていじゅうしゃ 定住者 | だいさんこくていじゅうなんみん につけい せい ちゅうごくざいりゅう 第三国定住難民、日系3世、中国在留 ほうじん 邦人 | ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 6か月 | ◎ |

ほうむしょう にゅうこくかんりきょく ざいりゅうしかくいちらんひょう
法務省 入国管理局「在留資格一覧表」より



しごと 1 仕事を さがす

(3) 資格外活動許可

ぶんかかつどう たんきたいざい りゅうがく けんしゅう かぞくたいざい ざいりゅうしかく hito しごと
「文化活動」、「短期滞在」、「留学」、「研修」、「家族滞在」の 在留資格の人は 仕事してはいけません。
しごと にゅうこくかんりきょく しかくがいかつどうきょか しかくがいかつどうきょか
仕事したいときは 入国管理局で 資格外活動許可を もらって ください。資格外活動許可は もらえないこと
もあります。

| だ 出すもの | だ 出すところ | いつ | かね お金 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------|-----------------|
| し しかくがいかつどうきょか しんせいしよ 1 資格外活動許可申請書 | だ ちか にゅうこくかんりきょく 出すところ: 近くの 入国管理局 | しごと 仕事したいとき | かね お金は いりません |
| しごと か 2 仕事について 書いたもの | き にゅうこくかんりきょく 聞くところ: 入国管理局か | | |
| 3 パスポート | がいこくじんざいりゅうそうごう 外国人在留総合インフォメーションセン | | |
| ざいりゅう 4 在留カード | ター | | |
| など | | | |

りゅうがく ざいりゅうしかく hito
「留学」の 在留資格の人が はたらきたいとき:

- しゅうかん じかん
・1週間に 28時間まで はたらくことが できます。
- なつやす にち じかん
・夏休みなどは 1日 8時間まで はたらくことが できます([B 在留資格2-6](#) を みて ください)。



しごと 1 仕事を さがす

(4) 仕事の 法律

ほうりつ く に がいこくじん にほん ほうりつ
法律は 国の ルールです。外国人が 日本ではたらくときの 法律を せつめいします。

しよくぎょうあんていほう 職業安定法

- がいこくじん しごと しょうかい にほんじん おな しょうかい
外国人に 仕事を 紹介するとき 日本人と 同じように 紹介しなければいけません。
- ふほうしゅうろう ひと しごと しょうかい
不法就労の人に 仕事を 紹介することは できません。

ろうどうきじゆんほう 労働基準法

- かいしゃ きゅうりょう じかん じかん やす じかん やす ひ
会社は 給料、はたらく時間、きゅうけい時間<休み時間>、休みの日などを まもらなければいけません。
- かいしゃ こくせき しゅうきょう ちが ひと きゅうりょう じかん にほんじん おな
会社は 国籍や 宗教が 違う人の 給料や はたらく時間も 日本人と 同じにしなければいけません。

だんじょこようきかいきんとうほう 男女雇用機会均等法

- かいしゃ ひと おとこ おんな
会社は 人を やとうとき、男か 女で さべつしてはいけません。
- しごと ばしょ やす ひ たいしよく しごと かいこ しごと おとこ
仕事の 場所、休みの日、退職<仕事を やめる>、解雇<仕事を やめさせる>などについて 男か
おんな き
女かで 決めてはいけません。

そのほか こんな 法律が あります。外国人も 日本人と 同じように 法律で まもられています。

- ・さいていちんぎんほう すく きゅうりょう
最低賃金法(「これより 少ない 給料を はらうと ダメです」という ルール)
- ・ろうどうあんぜんえいせいほう ひと あんぜん げんき
労働安全衛生法(はたらく人が 安全で 元気であるための ルール)
- ・ろうどうしゃさいがいほしょうほけんほう しごと びょうき
労働者災害補償保険法(仕事で 病気や けがをしたときの ルール)
- ・いくじ かいごきゅうぎょうほう こ せわ しごと やす
育児・介護休業法(子ども、おじいさん、おばあさんの 世話をするために 仕事を 休むときの ルール)
- ・ろうどうほう ひと
パートタイム労働法(パートタイムで はたらく人のための ルール)



しごと 1 仕事を さがす

しごと しょうかい 1-2 仕事のそつだんと 紹介

(1) ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークで 仕事の そつだんが できます。そつだんのとき お金は いりません。パートタイムの 仕事の そつだんも できます。ハローワークの コンピュータで 日本全国の 仕事を さがすことが できます。仕事を さがす前に 自分の 在留資格と 在留期間を しらべて ください。ハローワークへ 行くとき パスポートと 在留カード (または特別永住者証明書)を 必ず 持って行って ください。

日本語が できる人は 近くの ハローワークへ 行って ください。日本語が できない人は ハローワークへ 行く前に 「日本語が できません。だいじょうぶですか」と きいて ください。日本語が できない人のために 通訳<日本語と あなたの ことばが できる人>が いるかもしれません。

ハローワークに 通訳が いるところ: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/naitei/dl/nihong1.pdf>

| | も い しよるい 持って行く書類など |
|---|---|
| りゅうがく かぞくたいざい ざいりゅうし 「留学」、「家族滞在」の在留資格で はたらきたい人 | ざいりゅう 1 在留カード 2 パスポート 3 資格外活動許可書(B在留資格 2-6を みて ください) |
| とくていかつどう 特定活動(ワーキング・ホリデーなど)で はたらきたい人 | ざいりゅう 1 在留カード 2 パスポート 3 指定書(法務大臣の はんこ(いんかん)のある 紙) |
| りゅうがくせい そつぎょう 留学生(卒業したあとの 仕事を そつだんするとき) | ざいりゅう 1 在留カード 2 パスポート 3 学生証 |

うえ だん しんじゅくがいこくじんこようしえん しどう りょう
上2段: 新宿外国人雇用支援・指導センターご利用ガイドより

した だん とうきょうがいこくじんこよう りゅうがくせい あんない きゅうしょくとうろく ほうほう
下1段: 東京外国人雇用サービスセンター「留学生への案内: 求職登録の方法」より



しごと 1 仕事を さがす

(2) 外国人雇用サービスセンター

外国人に 仕事を 紹介 するところです。東京、大阪、名古屋にあります。

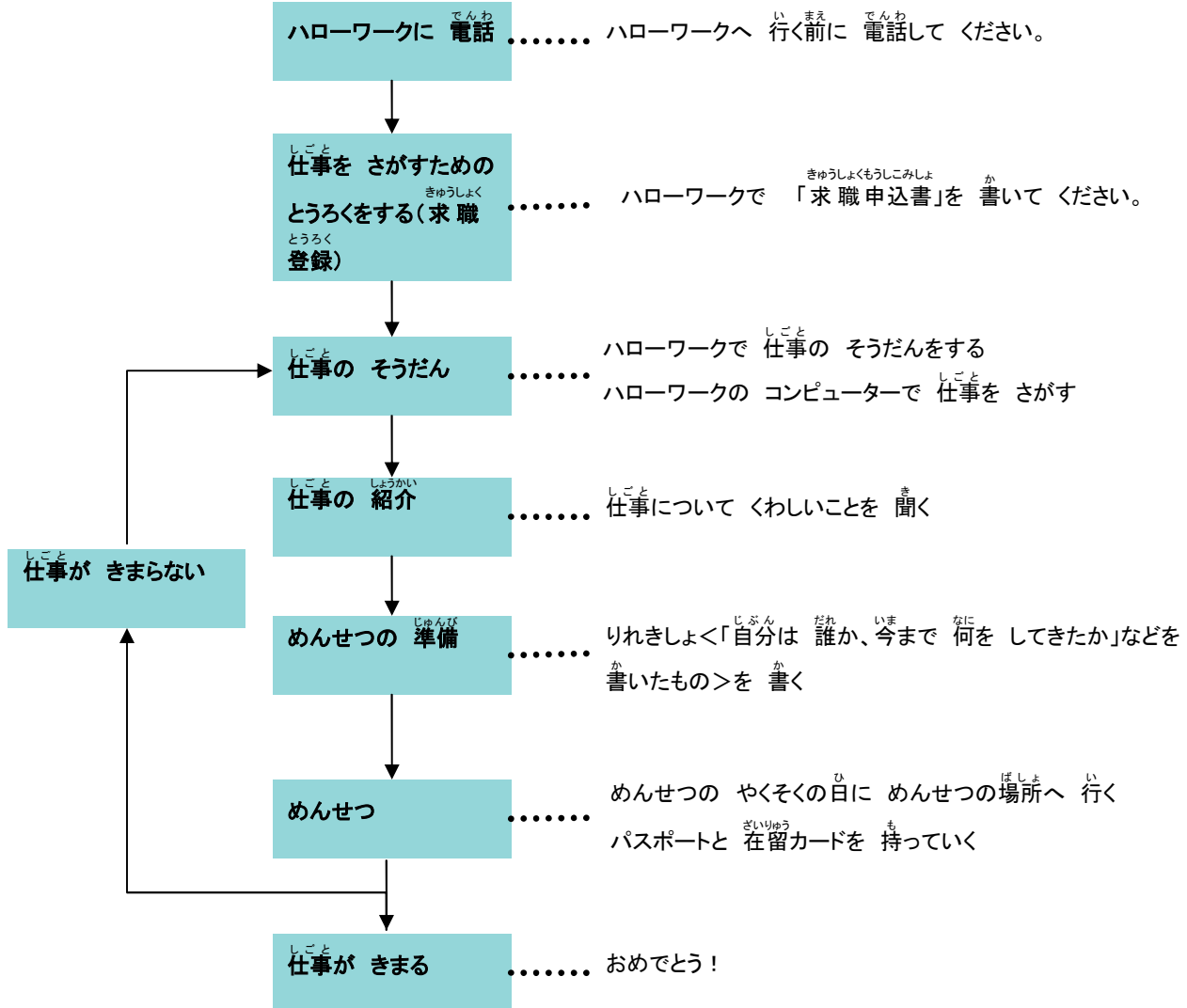
外国人雇用サービスセンター

| なまえ 名前 | ばしょ 場所 | でんわ 電話 | ことば | じかん 時間 |
|---|---|--|---|---|
| とうきょうがいこくじんこよう 東京外国人雇用サ ービスセンター | 〒163-0721 とうきょうとしんじゅくにしんじゅく 東京都新宿区西新宿 おだきゅうだいいちせいめい 2-7-1 小田急第一生命 ビル 21階 | TEL 03-5339-8625 FAX 03-5339-8654 | えいご 英語 ちゅうごくご 中国語 | ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から 午後5時15分 やす どうようび にちようび しゅくじつ 休み:土曜日、日曜日、祝日、12 がつ 月のおわりから 1月のはじめ つうやく ひつよう でんわ ※通訳が 必要なときは 電話して ください。 |
| しんじゅくがいこくじんこよう 新宿外国人雇用 しえん しどう 支援・指導センター | 〒160-8489 とうきょうとしんじゅくかぶさちよう 東京都新宿区歌舞伎町 2-42-10 ハローワーク しんじゅく かぶさちようちようしゃ 新宿(歌舞伎町庁舎)1 かい 階 | TEL 03-3204-8609 FAX 03-3204-8619 | えいご 英語 ポルトガル語 スペイン語 ちゅうごくご 中国語 | ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から 午後5時15分 やす どうようび にちようび しゅくじつ 休み:土曜日、日曜日、祝日、12 がつ 月のおわりから 1月のはじめ つうやく ひつよう でんわ ※通訳が 必要なときは 電話して ください。 |
| おおさかがいこくじんこよう 大阪外国人雇用 サービスセンター | 〒530-0017 おおさか しきたく かくだちよう 大阪市北区角田町8-47 はんきゅう かい 阪急グランドビル 16階 | TEL 06-7709-9465 FAX 06-7709-9468 | えいご 英語 ポルトガル語 スペイン語 ちゅうごくご 中国語 | ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前10時00分から 午後6時00分 やす どうようび にちようび しゅくじつ 休み:土曜日、日曜日、祝日、12 がつ 月のおわりから 1月のはじめ |
| なごやがいこくじんこよう 名古屋外国人雇用 サービスセンター | 〒460-0008 なごやしなかくさかえ 名古屋市中区栄 4-1-1 ちゅうにち かい 中日ビル 12階 | TEL 052-264-1901 | えいご 英語 ポルトガル語 スペイン語 ちゅうごくご 中国語 | ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から 午後5時15分 やす どうようび にちようび しゅくじつ 休み:土曜日、日曜日、祝日、12 がつ 月のおわりから 1月のはじめ |



しごと
1 仕事を さがす

(3) 仕事を はじめるまでに してください。



こうせいろうどうしょう にほん はたら がいこくじん
厚生労働省「日本で働こうとする外国人のみなさまへ」より



見本 求職申込書

1. フォト

2. 氏名

3. 性別

4. 年齢

5. 希望職種

6. 希望勤務地

7. 希望給与

8. 希望勤務時間

9. 希望勤務日数

10. 希望勤務曜日

11. 希望勤務時間

12. 希望勤務日数

13. 希望勤務曜日

14. 希望勤務時間

15. 希望勤務日数

16. 希望勤務曜日

17. 希望勤務時間

18. 希望勤務日数

19. 希望勤務曜日

20. 希望勤務時間

21. 希望勤務日数

22. 希望勤務曜日

23. 希望勤務時間

24. 希望勤務日数

25. 希望勤務曜日

26. 希望勤務時間

27. 希望勤務日数

28. 希望勤務曜日

29. 希望勤務時間

30. 希望勤務日数

31. 希望勤務曜日

32. 希望勤務時間

33. 希望勤務日数

34. 希望勤務曜日

35. 希望勤務時間

36. 希望勤務日数

37. 希望勤務曜日

38. 希望勤務時間

39. 希望勤務日数

40. 希望勤務曜日

41. 希望勤務時間

42. 希望勤務日数

43. 希望勤務曜日

44. 希望勤務時間

45. 希望勤務日数

46. 希望勤務曜日

47. 希望勤務時間

48. 希望勤務日数

49. 希望勤務曜日

50. 希望勤務時間

51. 希望勤務日数

52. 希望勤務曜日

53. 希望勤務時間

54. 希望勤務日数

55. 希望勤務曜日

56. 希望勤務時間

57. 希望勤務日数

58. 希望勤務曜日

59. 希望勤務時間

60. 希望勤務日数

61. 希望勤務曜日

62. 希望勤務時間

63. 希望勤務日数

64. 希望勤務曜日

65. 希望勤務時間

66. 希望勤務日数

67. 希望勤務曜日

68. 希望勤務時間

69. 希望勤務日数

70. 希望勤務曜日

71. 希望勤務時間

72. 希望勤務日数

73. 希望勤務曜日

74. 希望勤務時間

75. 希望勤務日数

76. 希望勤務曜日

77. 希望勤務時間

78. 希望勤務日数

79. 希望勤務曜日

80. 希望勤務時間

81. 希望勤務日数

82. 希望勤務曜日

83. 希望勤務時間

84. 希望勤務日数

85. 希望勤務曜日

86. 希望勤務時間

87. 希望勤務日数

88. 希望勤務曜日

89. 希望勤務時間

90. 希望勤務日数

91. 希望勤務曜日

92. 希望勤務時間

93. 希望勤務日数

94. 希望勤務曜日

95. 希望勤務時間

96. 希望勤務日数

97. 希望勤務曜日

98. 希望勤務時間

99. 希望勤務日数

100. 希望勤務曜日

こうせいろどうしよ
厚生労働省 / ハローワークより





●りれきしよ<「自分^{じぶん}は 誰^{だれ}か、今^{いま}まで 何^{なに}を してきたか^か」などを 書いたもの^か>の 書き方^{かた}

1. りれきしよは わかりやすく 書いて ください。うそを 書いてはいけません。
か か
2. 黒^{くろ}の ペン^かで 書いて ください。もし まちがえたら もう一度^{いちど} はじめから 書いて ください。しゅ
うせいペンを つかってはいけません。
か
3. りれきしよの 空欄^{くうらん}は ぜんぶ 書いて ください。
か



日付

めんせつひのひか ゆうびんで
出すひを 書く。

現住所

アパートの へやの 番号
も 書いて ください。

写真

3か月前から 今までに とった 写真を はって くだ
さい。前を みて、胸から 上を うつした 写真で
す。スーツを 着た 写真のほうがいいです。

免許・資格

免許や 資格を 持っていたら
書いて ください。どんな 免許や
資格でも いいです。

学歴

今まで 行った 学校の なまえを 書いて くだ
さい。大学の 学部も 書いて ください。

| <p>履歴書 13年 4月 1日</p> <p>職安 花子</p> <p>〒104-4511 東京都中央区新富町1-11-31</p> <p>〒100-0026 東京都千代田区千代田2-44-0131</p> <p>〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----|-------------------|-----------------|----|------|---|-------------|----|------|---|-------------------|----|------|---|------|----|----|--|--|--|------|---|--------------|----|----|--|--|--|-----|---|-------------|----|-----|---|-------------|----|----|--|--|--|------|----|-------------|----|----|--|--|--|---|---|---|-------|------|------|----|----------------|----|------|----|------------|----|------|---|---------|----|--|--|--|--|
| <table border="1"> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>学校 施設 (通称または名称)</th> <th>学歴</th> </tr> <tr> <td>昭和60</td> <td>3</td> <td>新潟県立〇〇中学校卒業</td> <td>卒業</td> </tr> <tr> <td>昭和60</td> <td>4</td> <td>新潟県立〇〇高等学校(商業科)入学</td> <td>入学</td> </tr> <tr> <td>昭和63</td> <td>3</td> <td>同校卒業</td> <td>卒業</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">職歴</td> </tr> <tr> <td>昭和63</td> <td>4</td> <td>株式会社 〇〇商店 入社</td> <td>入社</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">経歴</td> </tr> <tr> <td>平成4</td> <td>1</td> <td>一身上の都合により退社</td> <td>退社</td> </tr> <tr> <td>平成4</td> <td>3</td> <td>〇〇商事株式会社 入社</td> <td>入社</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">経歴</td> </tr> <tr> <td>平成12</td> <td>12</td> <td>一身上の都合により退社</td> <td>退社</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">以上</td> </tr> </table> | 年 | 月 | 学校 施設 (通称または名称) | 学歴 | 昭和60 | 3 | 新潟県立〇〇中学校卒業 | 卒業 | 昭和60 | 4 | 新潟県立〇〇高等学校(商業科)入学 | 入学 | 昭和63 | 3 | 同校卒業 | 卒業 | 職歴 | | | | 昭和63 | 4 | 株式会社 〇〇商店 入社 | 入社 | 経歴 | | | | 平成4 | 1 | 一身上の都合により退社 | 退社 | 平成4 | 3 | 〇〇商事株式会社 入社 | 入社 | 経歴 | | | | 平成12 | 12 | 一身上の都合により退社 | 退社 | 以上 | | | | <table border="1"> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>名称・資格</th> <th>取得状況</th> </tr> <tr> <td>昭和62</td> <td>10</td> <td>日本商工会議所簿記検定 1級</td> <td>取得</td> </tr> <tr> <td>昭和62</td> <td>10</td> <td>同上 簿記検定 2級</td> <td>取得</td> </tr> <tr> <td>昭和63</td> <td>3</td> <td>普通自動車免許</td> <td>取得</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>外国語能力: 英語・日本語</p> <p>資格: 簿記検定 1級, 2級</p> <p>その他: デニス (高校時分業で第6大会ベスト8入賞)</p> <p>備考: 株式会社を目指し、就職準備にも積極的に参加している貴社において、経理方針の策定や経理機能の構築までチャレンジしたいため。</p> <p>本人の成長を促し、試行錯誤、決算制作まで責任を持ってできるようにしたい。</p> </td> </tr> </table> | 年 | 月 | 名称・資格 | 取得状況 | 昭和62 | 10 | 日本商工会議所簿記検定 1級 | 取得 | 昭和62 | 10 | 同上 簿記検定 2級 | 取得 | 昭和63 | 3 | 普通自動車免許 | 取得 | <p>外国語能力: 英語・日本語</p> <p>資格: 簿記検定 1級, 2級</p> <p>その他: デニス (高校時分業で第6大会ベスト8入賞)</p> <p>備考: 株式会社を目指し、就職準備にも積極的に参加している貴社において、経理方針の策定や経理機能の構築までチャレンジしたいため。</p> <p>本人の成長を促し、試行錯誤、決算制作まで責任を持ってできるようにしたい。</p> | | | |
| 年 | 月 | 学校 施設 (通称または名称) | 学歴 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和60 | 3 | 新潟県立〇〇中学校卒業 | 卒業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和60 | 4 | 新潟県立〇〇高等学校(商業科)入学 | 入学 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和63 | 3 | 同校卒業 | 卒業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職歴 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和63 | 4 | 株式会社 〇〇商店 入社 | 入社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経歴 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成4 | 1 | 一身上の都合により退社 | 退社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成4 | 3 | 〇〇商事株式会社 入社 | 入社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経歴 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成12 | 12 | 一身上の都合により退社 | 退社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 名称・資格 | 取得状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和62 | 10 | 日本商工会議所簿記検定 1級 | 取得 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和62 | 10 | 同上 簿記検定 2級 | 取得 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和63 | 3 | 普通自動車免許 | 取得 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>外国語能力: 英語・日本語</p> <p>資格: 簿記検定 1級, 2級</p> <p>その他: デニス (高校時分業で第6大会ベスト8入賞)</p> <p>備考: 株式会社を目指し、就職準備にも積極的に参加している貴社において、経理方針の策定や経理機能の構築までチャレンジしたいため。</p> <p>本人の成長を促し、試行錯誤、決算制作まで責任を持ってできるようにしたい。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

職歴(これまでの 仕事)

学歴の 下に 書きます。1行 あけて ください。
パートや アルバイトの 仕事も 書いて くださ
い。

志望動機

なぜ 会社で はたらきたいか 書いて ください。
会社の人は 志望動機を いちばん よく 読みま
す。

本人希望記入欄

やりたい仕事などがあ
ったら 書いて くださ
い。

こうせいろうどうしよう にほん はたら がいこくじん
厚生労働省「日本で働こうとする外国人のみなさまへ」より





1 仕事を さがす

しごと 1-3仕事を はじめる

(1) 就労資格証明書

かいしゃ じゅうろうしかくしやうめいしよ
会社で はたらくとき 「就労資格証明書」が いるかもしれません。 しごと ざいりゅうしかく ひと
仕事ができる 在留資格の人は
にゅうこくかんりきょく しゅうろうしかくしやうめいしよ
入国管理局で 就労資格証明書を もらうことが できます。

しゅうろうしかくしやうめいしよ にほん しごと か
就労資格証明書には、あなたが 日本で できる 仕事と 「いつまで はたらいていいか」が 書いてありま
す。

しごと か ひつよう ざいりゅうしかく
仕事を 変えるときに 必要なときもあります (B 在留資格3を みてください)。

| だ 出すもの | だ 出すところ | いつ | かね お金 |
|--|---|---------------|---|
| しゅうろうしかくしやうめいしよこうふしんせいしよ 1 就労資格証明書交付申請書 | | | |
| ざいりゅう 2 パスポート または 在留カード | だ ちか にゅうこくかんりきょく 出すところ: 近くの 入国管理局 き にゅうこくかんりきょく がいこく 聞くところ: 入国管理局か 外国 じんざいりゅうそうごう 人在留総合インフォメーションセ ンター | ひつよう 必要なとき | しやうめいしよ 証明書を もらうとき えん しゅうにゅう 680円の 収入 いんし 印紙が いらいます。 |
| しかくがいかつどうきよか も ひと <資格外活動許可を 持っている人> | | | |
| しかくがいかつどうきよかしよ 3 資格外活動許可書 | | | |
| など | | | |



別記第二十九号の五様式(第十九条の四関係)

みほん
見本

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

就労資格証明書交付申請書
APPLICATION FOR CERTIFICATE OF AUTHORIZED EMPLOYMENT

入国管理局長 殿

To the Director General of

Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり就労資格証明書の交付を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 1 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for a certificate of authorized employment.

| | | | | |
|---|--|---------------------------|------------|----------|
| 1 国籍・地域 Nationality / Region | 2 生年月日 Date of birth | 年 Year | 月 Month | 日 Day |
| 3 氏名 Name | | | | |
| 4 性別 Sex | 男・女 Male/Female | 5 住居地 Address in Japan | | |
| 電話番号 Telephone No. | 携帯電話番号 Cellular Phone No. | | | |
| 6 旅券(1)番号 Passport Number | (2)有効期限 Date of expiration | 年 Year | 月 Month | 日 Day |
| 7 在留の資格 Status of residence | 在留期間 Period of stay | | | |
| 在留期間の満了日 Date of expiration | 年 Year | 月 Month | 日 Day | |
| 8 在留カード番号 / 特別永住者証明書番号 Residence card number / Special Permanent Resident Certificate number | | | | |
| 9 証明を希望する活動の内容 Desired activity to be certified | | | | |
| 10 就労する期間 Period of work | | | | |
| from 年 Year 月 Month 日 Day から to 年 Year 月 Month 日 Day 日まで | | | | |
| 11 使用目的 Purpose of use | | | | |
| 12 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative) | | | | |
| (1)氏名 Name | (2)本人との関係 Relationship with the applicant | | | |
| (3)住所 Address | | | | |
| 電話番号 Telephone No. | 携帯電話番号 Cellular phone No. | | | |

以上の記載内容は事実と相違ありません。I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form

年 Year 月 Month 日 Day

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person

| | |
|---|-----------------------|
| (1)氏名 Name | (2)住所 Address |
| (3)所属機関等 Organization to which the agent belongs | 電話番号 Telephone No. |





1 仕事を さがす

(2) 仕事のときの ちゅうい

にほん しごと かいしゃ
日本で 仕事をするとき、会社の ルールを まもって ください。

- ① きまった 時間に 会社へ 行
かななくては いけません。
- ② 理由が ないのに 会社にお
くられてはいけません。



- ③ 会社で いっしょにはたらいて
いる人に あいさつして くださ
い。



- ④ 会社を 休むときは 会社に
電話しなくては いけません。



- ⑤ 正しく 仕事を しましょう。



- ⑥ 会社で 仕事以外の 電話をし
てはいけません。



- ⑦ 会社のもので 家に 持って
てはいけません。



- ⑧ 仕事がおわったら、帰る前に
そうじをして ください。



- ⑨ 帰るとき、「おつかれさまでし
た」「おさきに しつれいします」
と あいさつして ください。



- ⑩ 会社が 休みの日 を きめま
す。
- ⑪ いそがしいときは 残業<おそく
まで 仕事すること>や 休み
の日に 仕事することがあるか
もしれません。





しごと 1 仕事を さがす

1-4 パートタイマー

パートタイマーは ふつうより ^{みじか} 短い ^{じかん} 時間だけ はたらくことです。パートタイマーの ^{ひと} 人も ^{ろうさいほけん} 労災保険に ^{こようほけん} 雇用保険や ^{けんこうほけん} 健康保険にも ^{はいる} ことができます。はいることが ^{できる} できるかもしれません。



しごと まえ 2 仕事を始める前に しなければいけないこと

しごと まえ かいしゃ ろうどうけいやく しごと き
仕事を始める前に あなたと 会社で 労働契約<仕事の やくそく>を 決めて ください。

ろうどうけいやく しごと 2-1 労働契約<仕事の やくそく>

ろうどうけいやく しごと (1) 労働契約<仕事の やくそく>

ろうどうけいやく かいしゃ じかん きゅうりょう かいしゃ
・労働契約は あなたと 会社の やくそくです。はたらく 時間や 給料について やくそくします。会社は
きゅうりょう じかん かみ か ひと ろうどうじょうけんつうちしょ
給料や はたらく 時間を 紙に 書いて、はたらく人に わたします。(労働条件通知書 [1-1\(1\)](#)を みてく
ださい)

かみ か たいせつ きゅうりょう かみ か きゅうりょう
紙に 書くことは とても 大切です。たとえば、給料が 紙に 書いてあったら、給料を もらうことが で
きなとき 見せることができます。会社に 労働契約<仕事の やくそく>を 紙に 書くように たのんで
ください。

にほんご よ ひと しごと か かみ ろうどうけいやくしょ
日本語を 読むことが できない人は「仕事の やくそくを 書いてある 紙(労働契約書)」を あなたの こと
ばに ほんやくしてもらって 読んで ください。

かいしゃ かみ か (2) 会社が 紙に 書かなければいけないこと

きかん
・はたらく 期間

しごと ばしょ
・仕事の場所

しごと
・どんな仕事か

しごと じかん きゅうけい やす じかん やす やす ひ
・仕事の時間、ざんぎょうがあるか ないか、休憩<休み時間>、休みの日、休暇<休んでもいい日>

きゅうりょう きゅうりょう ほうほう きゅうりょう ひ きゅうりょう あ
・給料、給料を はらう 方法、給料の日、いつ 給料が 上がるか

しごと
・仕事を やめるときの やくそく

かいしゃ しゅうぎょうそく かいしゃ よ
※もし 会社に「就業規則<会社の ルール>」があれば、よく 読んで ください。



しごと まえ 2 仕事を始める前に しなければいけないこと

ひと 2-2 はたらく人のための ルール

ひと ろうどうきじゆんほう ほうりつ
はたらく人のための ルールが あります。「労働基準法」という 法律で きまっています。

しごと じかん きゆうけい やす じかん (1) 仕事の 時間と 休憩<休み時間>

しごと じかん にち じかん しゅうかん じかん きゆうけい やす じかん
仕事の 時間は 1日に 8時間まで、1週間に 40時間までと きまっています。休憩<休み時間>は
しごと じかん しごと じゆんび しごと じかん
仕事の 時間ではありません。仕事の 準備や かたづけは 仕事の 時間になります。
しごと じかん じかん おお じかんいじょう やす
仕事の 時間が8時間より多いとき 1時間以上 休まなければいけません。

やす ひ ゆうきゅうきゅうか きゅうりょう やす ひ (2) 休みの日と 有給休暇<給料をもらって 休むことが できる日>

やす ひ しゅうかん かいじょう しゅうかん よっか いじょう
休みの日は 1週間に1回以上か 4週間に 4日以上と きまっています。
ねんじ ゆうきゅうきゅうか ねんきゅう やす ひ きゅうりょう やす ひ かいしゃ
年次有給休暇(年休)<休みたい日に 給料をもらって 休むことが できる日>が あります。会社
げつかん ひと とお かいじょう ねんきゅう なが きかん
で 6か月間 はたらいっている人は 10日以上 の 年休を もらうことが できます。長い 期間、はたらい
ひと ねんきゅう ひ
ている人は 年休の 日を たくさん もらうことが できます。
ひと ねんきゅう
パートタイマーの人も 年休を もらうことが できます。

きゅうりょう (3) 給料と ボーナス

かいしゃ きゅうりょう かね
会社は 給料や ボーナスを お金で はらわなければいけません。
きゅうりょう さいていちんぎんがく すく きゅうりょう
給料の「最低賃金額<これより 少ない 給料は ダメです>」が きまっています。
さいていちんぎんがく しごと ばしょ しごと ないよう きゅうりょう さいていがく すく
「最低賃金額」は 仕事の 場所や 仕事の 内容で ちがいます。給料が「最低額」より 少ないとき
かいしゃ きゅうりょう
会社は たりない 給料を はらわなければいけません。
ひと さいていちんぎんがく
パートタイマーや アルバイトの人の「最低賃金額」も きまっています。



しごと 2 仕事を はじめるまえに しなければいけないこと

なに 2-3 何か こまったことが あるとき

つき ろうどうきじゆんかんたくしよ しやくしよ くやくしよ ろうどうたんとう ひと
次のようなときは「労働基準監督署」や 市役所や 区役所の「労働担当」の人に そうだんして ください。

にほんご ひと つうやく
日本語が わからない人は 通訳を たのんで ください。

かいしゃ きゆうりよう
・会社が 給料を はらわない。

しごと
・やくそくの 仕事と ちがう。

・セクハラや いじめがある。

しごと なに ろうどうきじゆんかんたくしよ しやくしよ くやくしよ い
ほかにも 仕事について 何か こまったことが あったら、「労働基準監督署」や 市役所や 区役所へ 行っ
て ください。



3 労働保険

ろうどうほけん ひと かぞく ほけん ろうどうしゃさいがいほしょうほけん ろうさい こようほけん
労働保険は はたらく人と 家族のための 保険です。労働者災害補償保険(労災)と 雇用保険が あり
ます。

3-1 労働者災害補償保険(労災)

(1) 労働者災害補償保険(労災)って 何?

かいしゃ ひと ほけん かいしゃ ひと
会社で はたらいっている人のための 保険です。会社で はたらいっている人 みんなが はいります。パートタ
イマーや アルバイトの人も はいります。

かいしゃ ほけん かね
会社が 保険の お金を はらいます。

つぎ ろうさい びょういん かね
次のようなとき、労災が 病院の お金を はらいます。

- ① 仕事で けがをしたとき
- ② 仕事で 病気に なったとき
- ③ 仕事へ 行くときか、仕事から 帰るときに、けがをしたとき

しごと けが びょうき かいしゃ やす ろうさい かね
仕事の けがや 病気で 会社を 休んでいるときにも 労災から お金を もらうことが できます。

ろうさい つかうために あなたか かいしゃ ろうどうきじゆんかんたくしよ しごと
労災を つかうために あなたか 会社が 労働基準 監督署に もうしこまなければいけません。仕事の け
がや 病気のときは 近くの 労働基準 監督署へ 行って ください。

(2) 労災から もらうことが できる お金(補償 給付)

| もらうことが できる お金 ひつよう きゆうふ せいきゆうしよ (必要な 給付請求書) | きゆうふ せいきゆうしよ 給付請求書を もらうところ | きゆうふ せいきゆうしよ だ 給付請求書を出すところ |
|--|----------------------------------|---|
| びょういん おかね 病院のお金 りょうよう きゆうふ せいきゆうしよ (療養の 給付請求書) | ろうさい 労災を つかうことが でき る 病院 | ろうさい びょういん 労災を つかうことが できる 病院(はじ めて 病院へ 行ったときに 出す) |
| しごと やす かね 仕事を 休んでいるときのお金 きゆうぎよう ほしょうきゆうふ せいきゆうしよ (休業補償 給付請求書) | ろうどうきじゆんかんたくしよ 労働基準 監督署 | ろうどうきじゆんかんたくしよ 労働基準 監督署 |



| | | |
|--|------------------------------------|------------------------------------|
| <p>からだ 体に しょうがい が のこって はたらくこ とができないときの お金 しょうがいほしょうきゅうふ しきゅうせいきゅうしょ (障害補償 給付支給請求書)</p> | <p>ろうどうきじゆんかんとくしよ 労働基準 監督署</p> | <p>ろうどうきじゆんかんとくしよ 労働基準 監督署</p> |
| <p>しごと しひと かぞく 仕事で 死んだ人の 家族が もらうことが できる お金 いぞくほしょうねんきん しきゅうせいきゅうしょ (遺族補償 年金支給請求書)</p> | <p>ろうどうきじゆんかんとくしよ 労働基準 監督署</p> | <p>ろうどうきじゆんかんとくしよ 労働基準 監督署</p> |

● 仕事の けがや 病気のときの 病院の お金 (療養補償 給付)

次のようなとき、労災が 病院の お金を はらいます。

- ① 仕事で けがをしたとき
- ② 仕事で 病気に なったとき
- ③ 仕事へ 行くときか、仕事から 帰るときに、けがをしたとき

※ 労災を つかうことが できる 病院へ 行って ください。病院に「療養の 給付請求書」が
あります。はじめて 病院へ 行ったとき、「療養の 給付請求書」を書いて、病院に 出して くださ
い。そうすると 労災を もうしこむことが できます。もうしこんだ後、あなたは 病院の お金を はらわ
なくていいです。

● 仕事の けがや 病気で 仕事を 休んでいるときの お金 (休業補償 給付)

仕事の けがや 病気で、仕事を 休んだ人は お金を もらうことが できます。1日の 給料の 60%を
もらうことが できます。仕事を 休んでから 4日目から もらうことが できます。

※ 「休業補償 給付支給請求書」を 労働基準 監督署に 出して ください。「休業補償 給付支
給請求書」は 労働基準 監督署に あります。

● 体に しょうがい が のこって はたらくことが できないときの お金 (障害補償 給付)

仕事の けがや 病気で 体に しょうがい が のこった人が もらうことが できます。

● 仕事で 死んだ人の 家族が もらうことが できる お金 (遺族補償 給付)

仕事の けがや 病気で 死んだ人の 家族が もらうことが できます。





3-2 雇用保険

(1) 雇用保険って何？

仕事がなくなったときのための保険です。ほかの仕事をさがす間、お金をもらうことができます。

保険料<保険のお金>は会社とはたらいっている人がはらいます。

雇用保険には1週間に20時間以上はたらいっている人がはいることができます。外国人もはいることができます。65才以上の人ははいることができません。くわしいことはハローワークに聞いてください。

(2) 仕事がなくなったときお金をもらう(失業給付)

仕事がなくなったときお金をもらうことができます。(失業給付)

お金をもらうことができる人は仕事をやめる前の2年間に12か月以上雇用保険にはいっていた人です。

ハローワークで仕事をさがすためにもうしこんでください(求職登録)。そうすれば、お金(失業給付)をもらうことができます。求職登録のあと、ハローワークがきめた日(28日ごと)にハローワークへ行かなくてははいけません。もし行かなかつたらお金をもらうことができません。気をつけてください。

もらうことができるお金ははたらいっていた長さや給料、年齢でちがいます。

| だ 出すもの | だ 出すところ | いつ |
|--------------------|-----------------|------------------------|
| 1 離職票(会社でもらってください) | ちか 近くのハローワーク | しごと 仕事をやめたら、できるだけ早く |
| 2 被保険者証 | | |
| 3 在留カード | | |
| 4 写真1枚 | | |
| 5 はんこ(いんかん) | | |



4 医療保険と年金 (F病気、けが、G年金をみてください)

いりょうほけん ねんきん びょうき ねんきん
医療保険に はいると あなたや 家族が 病気や けがのとき、病院の お金が 安くなります。
ねんきん ほけん とし せいかつ かね ねんきん
年金保険に はいると あなたが 年を とったとき 生活のための お金(年金)を もらうことが できま
す。

4-1 病気や けがのとき

けんこうほけん かいしゃ ひと ほけん こくみんけんこうほけん かいしゃ ひと
健康保険<会社で はたらいている人の 保険>または 国民健康保険<会社で はたらいていない人の
ほけん ほけん びょういん かね
保険>の どちらかに はいります。保険に はいらないと 病院で たくさん お金を はらわなければいけま
せん。

(1) 健康保険<会社で はたらいている人の 保険>

かいしゃ ひと ほけん がいこくじん
会社で はたらいている人は 保険に はいらなければいけません。外国人も はいらなければいけません。
びょうき こ かね
病気や けがのとき、子どもを うんだとき、しんだときに お金を もらうことが できます。
ほけんりょう ほけん かね ひと かいしゃ はんぶん
保険料<保険の お金>は、はたらいている人と 会社が 半分ずつ はらいます。
しゃかいほけんじ むしょ びょうき
くわしいことは 社会保険事務所に きいて ください(F病気・けが 4-2をみて ください)。

(2) 国民健康保険<会社で はたらいていない人の 保険>

かいしゃ ひと にほん げついじょう す ひと こくみんけんこうほけん
会社で はたらいていない人で、日本に 3 か月以上 住む人は 国民健康保険に はいらなければいけ
ません。
こくみんけんこうほけん びょうき びょういん かね やす こ
国民健康保険に はいると、病気や けがのとき、病院の お金が 安くなります。子どもを うんだときな
ど お金が もらえることがあります。
しやくしょ くやくしょ びょうき
くわしいことは 市役所や 区役所に きいて ください(F病気・けが 4-3をみて ください)。



ねんきん 4-2 年金

にほん す がいこくじん こうせいねんきんほけん こくみんねんきん
日本に住んでいる 外国人は 厚生年金保険や 国民年金に はいらなければいけません。

(1) 厚生年金保険<会社で はたらいている人の 年金>

にんいじょう かいしゃ ひと こうせいねんきんほけん
5人以上の 会社で はたらいている人は 厚生年金保険に はいらなければいけません。

パートタイマーの人<短い時間 はたらく人>も、厚生年金保険に はいります。でも、正社員が はたら
じかん いじょう ひと
く時間の 75%以上 はたらいている人だけです。

ねんきんほけんりょう ねんきんほけん かね ひと かいしゃ はんぶん ねんきんほけん
年金保険料<年金保険の お金>は はたらいている人と 会社が 半分ずつ はらいます。年金保険
りょう きゅうりょう ねんきんほけんりょう きゅうりょう ひ
料は 給料で きまります。年金保険料は 給料から 引きます。

(2) 国民年金<みんなが はいる 年金>

こくみんねんきん
みんなが 国民年金に はいらなければいけません。(G年金1を [みて ください](#))

(3) 脱退一時金支給制度

にほん こうせいねんきんほけん こくみんねんきん がいこくじん じぶん くに かね ねんきん
日本で 厚生年金保険や 国民年金に はいっていた 外国人が 自分の 国に 帰ったら 年金の
かね ひつよう
お金がかえってきます。そのために 必要な てつづきを しなければいけません。
かね ひと ねんきん ねんきん
いくら お金がかえってくるかは 人によって ちがいます(くわしいことは [G年金1-2 \(4\)](#)と [G年金2-2 \(4\)](#)を
みて ください)。



かいこ たいしよく 5 解雇と退職

かいしゃ かいこ たいしよく
会社を やめるとき 「解雇」と 「退職」が あります。

かいこ 5-1 解雇

(1) かいこ なに 解雇って 何？

かいしゃ かいこ かいしゃ りゆう
会社が あなたを やめさせることを 「解雇」と います。「くびになること」です。会社は 理由が ないとき
は たら いて いる 人 を かいこ
解雇 できません。

つぎ かいしゃ ひと かいこ
次のよう な とき 会社は たら いて いる 人 を 解雇 して は い け ませ ん。

1. しごと びょうき やす にちかん
仕事で けがや 病気を して 休ん で いる とき。そして、そのあと 30日 間。
2. こ やす さんきゆう にちかん
子どもを うむ ため に 休ん で いる とき(産 休)。そして、そのあと 30日 間。
3. ひと こくせき しゅうきょう りゆう
たら いて いる 人 の 国籍や 宗 教 が 理由 の とき。
4. ひと ろうどうきじゆんかん とくしよ
たら いて いる 人 が 労働基 準 監 督 署 など に そう だん して いる とき。
5. ひと ろうどうくみあい かつどう りゆう
たら いて いる 人 が 労働組 合 に は い っ て いる こと や 活 動 して いる こと が 理由 の とき。
6. おんな こ りゆう
女 である こと、子 ども が でき た こと が 理由 の とき。
7. こ やす いくじきゆうぎょう
子 ども を そ だ て る ため 休ん で いる とき(育 児 休 業)。

かいしゃ かいこ きかん こようきかん
会社が 解雇 できる かどうか は たら け 間 の やくそく(雇 用 期 間)が ある かどうか で ちが います。



はたらく 期間の やくそく(雇用期間)が ないとき

会社は 30日前までに はた
らいている人に 解雇すること
を 言わなければいけない。

→ 言わないで、解雇したとき

会社は 30日分以上の
給料を はらわなければいけ
ない(予告手当)。

はたらく 期間の やくそく(雇用期間)が あるとき

会社は やくそくの とちゅうで
解雇 できない

→ とくべつな 理由で

※とくべつな 理由が あ
るとき 解雇 できます。

← 解雇するとき

会社は 30日前までに 解雇
することを 言わなければいけ
ない。言わなかったときは
予告手当を はらわなければ
いけない。

(2) 解雇のとき 会社を やめたくない場合

解雇のとき、あなたは 会社を やめたくない場合、会社に「やめたくない」と 言って ください。そして 会社
から 退職 証明を もらって ください。退職 証明には、「会社が あなたを やめさせた(解雇)」か「あな
たが 自分で 会社を やめた(退職)」か どちらなのか 書いてあります。
解雇の 理由が まちがっているときや 会社を やめたくないとき、近くの 労働基準 監督署や 弁護士に
そうだんして ください。



5 解雇と退職

たいしよく

5-2 退職

「退職」は 働いている人が 自分の理由で 会社を やめることです。会社を やめたいとき、会社に 「会社を やめます」と 言わなければいけません。

会社を やめるとき、まだ 給料を もらっていないならば、7日以内に もらうことが できます。もし まだ 給料を もらっていないならば、会社に 「まだの 給料を はらってください」と 言ってください。

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>はたらく 期間の やくそく(雇用 期間)が ないとき</p> | <p>はたらいている人が 「やめます」と 言った日から 2週 間あとに やめることが できます。会社が 「あなたは やめてはいけない」と 言っても やめることが できます。</p> |
| <p>はたらく 期間の やくそく(雇用 期間)が あるとき</p> | <p>やくそくの 間は 働いている人が 自分の理由で 会社を やめることは できません。</p> |

働いている人が 会社に 「会社を やめます」と 言って、会社が 「やめてもいいです」と 言ったら、必ず やめなければなりません。そのあと 「やっぱり 会社を やめません。はたらきたいです」と 言うことは できません。ですから、会社を やめるとき よく かんがえてから 会社に 言ってください。

仕事を はじめる前に、やめるときに しなければいけないことを 会社に 聞いてください。

会社を やめるとき、社員証や せいふく、健康保険証は 会社に かえさなければいけません。



6 がいこくじんぎのうじしゅう けんしゅう 外国人技能実習・「研修」

がいこくじんぎのうじしゅう にほん しごと べんきょう しごと
外国人技能実習は日本で仕事の ぎじゆつを 勉強することです。これは 仕事ではありません。
けんしゅう べんきょう ざいりゅうしかく
「研修」は 勉強するための 在留資格です。

ぎのうじしゅうせい う だんたい 6-1 技能実習生を受けいれる 団体がしなければいけないこと

かんりだんたい ほうむだいじん こうせいろどうだいじん にんか う
管理団体は 法務大臣や 厚生労働大臣の 認可を 受けなければいけません。
ぎのうじしゅうせい う かいしゃ ぎのうじしゅう べんきょう よてい つく にんてい う
技能実習生を受けいれる 会社などは 技能実習の 勉強の 予定を 作って 認定を 受けなけれ
ばいけません。



- かいしゃ ぎのうじっしゅうしどういん せいかつしどういん
(1) 会社に 技能実習指導員と 生活指導員が いなければいけません。
- ぎのうじっしゅうにっし じっしゅう ねんいじょう す
(2) 技能実習日誌を つくらなければなりません。それを 実習が おわってから 1年以上 捨ててはいけま
せん。
- ぎのうじっしゅうせい かね にほんじん おな にほんじん
(3) 技能実習生に はらう お金は 日本人と 同じか、日本人より たくさん はらわなければいけません。
- (4) そのほか
- す じゅんび
・住むところを 準備しなければいけません。
 - ろうさいほけん はい
・労災保険に 入らなければいけません。



6 外国人技能実習・「研修」

6-2 会社が技能実習生のためにすること

(1) 会社が技能実習生のためにすること

会社は技能実習生の生活に必要なお金をはらいます。これを「講習手当」といいます。
技能実習生が日本へ来る前に、会社は技能実習生に講習手当をいくらはらうか教えなければ
いけません。会社は、技能実習生の住むところのお金もはらわなければなりません。
休みの日や夜に実習してはいけません。

(2) 会社が技能実習の1号口(1年目)の人、2号口(2年目と3年目)の人、3号口(4年目と5年目)の人の

ためにすること

a. 技能実習について説明する

会社は技能実習生の1号口の人に技能実習について説明しなければいけません。
実習することや技能実習の2号口、3号口になるときに必要なことを日本語と技能実習生の
ことばで書かなければいけません。

b. 雇用契約書<仕事のやくそくを書いた紙>

会社は仕事の時間やお金などのやくそくを書いた契約書を書かなければいけません。契約書は
日本語と技能実習生の言葉で書かなければいけません。

c. 仕事の時間

技能実習生の仕事の時間は1日8時間までか、1週間に40時間までです。これより長く仕事する
(残業)ときは会社はとくべつなてつづきをしなければいけません。残業のとき、会社は技能実習生
に残業のお金をはらわなければいけません。

d. 給料

会社は技能実習生の給料を毎月同じ日に技能実習生にはらわなければいけません。
銀行に給料をふりこむときは次のようにしなければいけません。



- ぎのうじっしゅうせい ぎんこう こうざ
①技能実習生と銀行の口座に はらう やくそくをする。
- ぎのうじっしゅうせい どういしょ
②技能実習生が 同意書に サインする。
- ぎのうじっしゅうせい こうざ
③技能実習生の 口座に ふりこむ。
- かいしゃ きゅうりょう めいさいしょ きゅうりょう ぎのうじっしゅうせい
④会社は 給料の 明細書<給料が いくら はらったか 書いてあります>を 技能実習生に
わたす。

ぎのうじっしゅうせい かね かいしゃ かいしゃ ぎのうじっしゅう
技能実習生が はらわなければいけない お金を、会社が かわりに はらったとき、会社は 技能実習
せい きゅうりょう ひ きゅうりょう ひ かいしゃ
生の 給料から 引くことが できます。給料から 引くとき、会社は とくべつな てつづきをしなければい
けません。そして、会社が かわりに はらった お金より 多い お金を 給料から 引いてはいけません。
きゅうりょう さいていちんぎんがく おお
給料は 最低賃金額(2-2(3)を みてください)より 多く はらわなければいけません。

しごと ほうりつ
e. 仕事の 法律を まもる。

かいしゃ つぎ ほうりつ
会社は 次のような 法律を まもらなければ なりません。

ろうどうきじゆんほう ろうどうあんぜんえいせいほう さいていちんぎんほう ろうどうしゃさいがいほしょうほけんほう こようほけんほう けんこう
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康
ほけんほう こくみんけんこうほけんほう こうせいねんきんほけんほう こくみんねんきんほう
保険法、国民健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法 など

あんぜん しごと ほけん
f. 安全に 仕事が できるようにする、保険に はいる。

ぎのうじっしゅうせい にほんご じょうず にほん せいかつ
技能実習生は 日本語が まだ 上手ではありません。そして、日本の 生活に なれていません。

かいしゃ ぎのうじっしゅうせい あんぜん き
だから、会社は 技能実習生の 安全に 気をつけなければいけません。

ぎのうじっしゅうせい き ぎのうじっしゅうせい げんき じぶん くに
技能実習生が ケガをしないように 気をつけなければいけません。技能実習生が 元気に 自分の 国に
かえ
帰ることが できるようにしなければいけません。

ぎのうじっしゅうせい ろうさいほけん けんこうほけん
技能実習生のために 労災保険と 健康保険に はいらなければいけません。

ぎのうじっしゅうせい
保険のことを 技能実習生に 教えて ください。

ろうどうくみあい はな
g. 労働組合と 話しあう

かいしゃ ろうどうくみあい ぎのうじっしゅうせい はな
会社は 労働組合と 技能実習生について 話しあって ください。